

田布施町いじめ防止基本方針

平成 2 7 年 1 0 月

田 布 施 町

(改定 平成30年1月)

目 次

はじめに

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義 1
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方 1
 - (1) いじめを防止するための基本となる方向性
 - (2) 田布施町いじめ防止基本方針の目的
 - (3) いじめ防止に向けた方針

II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等のために町が実施する施策 4
 - (1) 「田布施町いじめ問題対策連絡協議会」の設置
 - (2) 「田布施町いじめ問題調査委員会」の設置
 - (3) 施策の具体的な内容
- 2 いじめの防止等のために学校が実施する事項 7
 - (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定
 - (2) 「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」の設置
 - (3) 学校教育活動中での取組
 - (4) 学校運営協議会等の活用
- 3 重大事態への対応 13
 - (1) 重大事態の判断及び報告
 - (2) 重大事態への対応
 - (3) 重大事態の調査

III その他重要事項 16

- ※田布施町いじめ根絶アピール 17

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめは、決して許される行為ではなく、いじめを受けている児童生徒がいる場合は最後まで守り抜き、また、いじめを行っている児童生徒に対しては、毅然として指導していかねばなりません。

田布施町では、平成18年の「田布施町いじめ根絶アピール」及び平成27年「田布施町いじめ防止基本方針」の策定を通して、いじめを絶対に許さない風土づくりを進め、町民一人ひとりが持つ「幸せに生きたい」という願いを大切にするための心からの訴えを行っています。

国においては、いじめが社会問題化する中、平成25年に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定され、山口県においても、国の基本方針を参酌し、総合的かつ効果的ないじめ対策を推進するため、「山口県いじめ防止基本方針」が平成26年に策定されたところです。平成29年3月には、策定以来の成果や課題、児童生徒や情勢の変化等を検証し、国の基本方針が改定されたことを踏まえ、山口県においても国の改訂内容に準じて、教員のいじめ認知力の向上や教員の事案の抱え込み防止、組織的な対応の徹底などの新たな項目を加え、基本方針が29年12月に改定されました。

そこで、田布施町も、この度の国や県の「いじめ防止基本方針」の改定を受け、児童生徒や地域社会の現状を踏まえ、いじめ防止に向け、迅速、的確かつ組織的な取組がこれまで以上にきめ細かくできるよう「田布施町いじめ防止基本方針」を改定しました。

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」（「山口県いじめ防止基本方針」より）という認識の下、学校におけるいじめの防止・根絶に向けた取組を実効的に進めていくためには、学校、家庭、地域、関係機関が一層連携を密にし、社会総がかりで取り組む必要があり、町内各小中学校においても、本方針を参考に各々の基本方針を策定し、いじめの防止等のための取組を町全域で推進していくこととします。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

■ 1 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品を求められたり、隠されたり、本意としないことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

（「山口県いじめ防止基本方針」より）

■ 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめを防止するための基本となる方向性

すべての児童生徒は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。児童生徒の健やかな成長はいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

児童生徒は人と人のかかわり合いの中で自己の特性や可能性を認識し、互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、温かい人間関係の中で伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は児童生徒の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。児童生徒にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次のとおり示す。

- いじめは、どの集団においても、どの学校でも、どの児童生徒にも起こる可能性がある深刻な人権侵害案件であると捉える。
- いじめを防止するには、特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む。
- 児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、町民が主体的かつ相互に協力し、いじめの防止・根絶に向けた行動をとる。
- 児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない社会の実現に努める。

(2) 田布施町いじめ防止基本方針の目的

いじめの問題については、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識を町民で共有し、児童生徒を「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」ために、町全体で見守る体制づくりが必要である。特に学校においては、誰もが安心・安全を共有でき、共に成長し合える教育環境でなければならない、学校はその責務を自覚し、いじめの防止・根絶に取り組んでいく必要がある。

いじめ問題への取組は、児童生徒一人ひとりの人権を守り、豊かな学びや育ちを保証するだけでなく、町民一人ひとりの人権が尊重される心豊かな社会づくりに寄与する第一歩でもあり、町、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、いじめ根絶に向けた継続的な取組を行う必要から、「田布施町いじめ防止基本方針」（以下「田布施町基本方針」という。）を策定する。

(3) いじめ防止に向けた方針

いじめを防止するにあたっては、社会全体がいじめを起こさない風土づくりに努めることが大切である。そのためには、社会におけるそれぞれの立場で子供たちのいじめを認知し、いじめを見逃さずに情報を共有し、連携しながら、早期に適切な指導をすることで、社会全体として「いじめを許さない」という風土をつくりあげていく必要がある。

町全体として

- ① いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び根絶を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- ② いじめの未然防止及び早期発見、早期対応、そしていじめを受けている児童生徒に対する適切な支援、いじめを行っている者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- ③ 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講ずる。
- ④ 子供たちが安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

学校として

- ① 「学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。
- ② あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりをめざす。
- ③ 児童生徒が主体となっていじめのない社会を形成するという意識を育むため、発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ④ いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめを認知した場合は早期に解決できるよう保護者や地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ⑤ 「いじめを絶対に許さない」「いじめを受けている児童生徒を守り抜く」ことを表明し、い

じめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下でいじめ防止に向けた組織的な取組を行う。

- ⑥ いじめ防止に向けた校内体制として、スクールカウンセラー（以下「ＳＣ」という。）やスクールソーシャルワーカー（以下「ＳＳＷ」という。）等の専門家を含む「いじめ対策委員会」を各学校に組織する。
- ⑦ 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

保護者として

- ① どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ② いじめを防止するために、子供たちを見守っている学校や地域の人々との情報交換に努めるとともに、根絶をめざし互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- ③ いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

児童生徒として

- ① 他者に対して思いやりの心もち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ② いじめを受けている、あるいは、いじめを受けているかも知れないと感じたときには、勇気を持って周囲に助けを求めることの重要性を理解する。
- ② 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

町民・事業者・関係機関

- ① 町民及び町内で活動する事業者・関係機関（以下「町民等」という。）は、田布施町の子供たちが安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- ② 子供たちの成長、生活に関心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- ③ 町民等は、地域行事等で子供たちが主体性をもって参加できるよう配慮する。
- ④ 青少年の健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、青少年が健やかに成長することを願い、相互に連携し合い、いじめの根絶に努める。

Ⅱ いじめの防止等のための対策に関する事項

■ 1 いじめの防止等のために町が実施する施策

町は、「田布施町基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を次に示すとおり総合的に策定し、推進する。また、これらに必要な財政上の措置、その他の必要な措置を講ずる。

- ・家庭・地域や関係機関との協働・連携を強化し、地域ぐるみで対応する体制の構築

- ※コミュニティ・スクールの仕組みを活用した取組の推進

- ・教職員の資質の向上、町内学校間の指導体制の統一

- ・いじめに係る相談制度、相談窓口についての広報及び啓発活動

＜具体的な取組＞

(1) 「田布施町いじめ問題対策連絡協議会」の設置

町は、いじめに対する基本的な考え方を共有し、関係機関の更なる連携が図ることができるよう、それぞれの取組についての情報交換を行うため「田布施町いじめ問題対策連絡協議会」(以下、「田布施町連絡協議会」)を設置する。構成は、学校、教育委員会、臨床心理士、児童相談所、関係機関等とする。

(2) 「田布施町いじめ問題調査委員会」の設置

教育委員会は、法第14条第3項の趣旨を踏まえ、「田布施町連絡協議会」との連携の基、本方針に基づくいじめの防止等のための対策が実効的に行われるよう「田布施町いじめ問題調査委員会」(以下「田布施町調査委員会」という。)を設置する。構成は、学識経験者、弁護士、医師、社会福祉士、人権擁護委員等の第三者等とする。また、当委員会は、法第28条に規定される重大事態に係る調査を行う場合の組織とする。

(3) 施策の具体的な内容

○ 人材の確保及び生徒指導・教育相談体制の充実

生徒指導は、すべての教職員が、すべての児童生徒を対象に、すべての教育活動を通して行うものであり、開発的・予防的な視点に立ち、特に児童生徒がいじめを訴えてきた場合は、通常の業務に優先してその対応を図る。

また、校長のリーダーシップの下、平素より生徒指導・教育相談体制の充実・強化を図るとともに、SC・SSWを活用し、幅広く外部専門家の協力を得られる体制の拡充に努める。

○ 学校サポートチームの派遣

いじめ等を認知し、当該校の指導により十分な効果を上げることが困難な場合について、その解決を図るため、やまぐち総合教育支援センターによる「学校サポートチーム」の派遣を要請し、当事者間の関係を調整するなどの適切な支援を行う。

○ いじめに関する相談体制の整備及び相談窓口の周知

教育委員会に設定している相談窓口（52-5812）をはじめ、「24時間子どもSOSダイヤル（やまぐち子どもSOSダイヤル）」による相談電話や、やまぐち総合教育支援セ

ンターの教育相談等、相談窓口を所管する各団体等との連携による支援体制の強化及び相談窓口の広報・周知を図る。

【電話相談】

○24時間子どもSOSダイヤル(やまぐち子どもSOSダイヤル)	0120-0-78310
○田布施町教育委員会(学校教育課)	0820-52-5812
○こどもの人権110番(山口地方方法務局)	0120-007-110
○サイバー犯罪対策室(山口県警本部)	083-922-8983
○ヤングテレホン・やまぐち(山口県警本部)	0120-49-5150
●ふれあい総合テレホン(やまぐち総合教育支援センター)	083-987-1240
○山口県教育庁行政相談室(教育庁教育政策課)	083-933-4531
○ふれあいメール(やまぐち総合教育支援センター)	soudan@center.ysn21.jp
○ふれあいファックス	083-987-1258

【来所相談】 申込先 ●ふれあい総合テレホン(やまぐち総合教育支援センター)

○ 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制の充実

子供を取り巻くすべての大人は、子供の悩みや相談を受け止めることができるよう啓発に努めるとともに、PTAや学校運営協議会委員、地域協育ネット等との連携に努め、学校・家庭・地域が協働して子供を守ろうとする機運の醸成を図る。また、幼保小中連携組織の機能を活用しながら、幼児期からいじめに関する相談ができる体制の充実を図る。

○ SC、SSW等外部専門家との連携

学校や児童生徒・保護者がいじめに関する相談を進める際は、SC・SSWや弁護士等専門家や人権擁護機関等の関係機関への要請や相談を行う事について周知を図っておく。

○ 教職員の資質能力向上に向けた研修等の充実

学校は、教職員が「いじめ防止対策推進法」の内容を理解し、いじめの問題に適切に対応できるよう、年に複数回、いじめ問題に関する校内研修会を実施する。また、県教委と連携して教職員研修の充実を図るとともに、「問題行動等対応マニュアル」「STOP!!いじめ～今日からできる10のポイント」(県教委作成)等、教職員向け指導資料等の活用を促進する。

○ インターネットを通じて行われるいじめ(以下「インターネット上のいじめ」という。)の防止への支援

児童生徒が正しく安全にインターネット等を利用し、情報社会に主体的に対応できるよう、情報モラル教育の充実を推進する。また、インターネット上の不適切な書き込み等の発見・対応等については、県全域のネットパトロール等や、やまぐち総合教育支援センターのネットアドバイザー等から指導助言を得る体制を拡充する。また、スマートフォン等を介したいじめの危険性や実態等について、小学校段階から指導を行うとともに、保護者に対しては参観日等を利用して継続的な啓発を図る。

○ いじめに関する調査研究等の実施

いじめに関するアンケート調査やGAP調査（複数の心理測定尺度を組み合わせた調査）等のいじめの未然防止のための定期的な調査、学校訪問等による実地調査等を通して、いじめの認知力を高め、いじめ防止・根絶強調月間における学校の取組や児童生徒の主体的な活動等について、町内の状況を把握し、いじめ解消率の増加につなげる。

○ 学校相互間の連携協力体制の充実・強化

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合でも、学校がいじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援及びいじめた児童生徒に対する指導、保護者に対する助言ができるようにするため、学校相互間の連携協力体制の充実・強化を図る。

○ いじめ防止・根絶強調月間の取組

「いじめ防止・根絶強調月間」である毎年10月において、各学校におけるいじめ防止・根絶に向けた取組の見直しや推進を図るため、チェックリストの活用による定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況の点検・評価、児童会や生徒会等によるいじめ根絶に向けた取組を図る。また、学校の「いじめ対策委員会」の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導・助言を行う。

○ 道徳教育、体験活動等の推進

豊かな情操と道徳心を培い、児童生徒がいじめの問題を自分ごととして捉え、考え、議論することにより、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う活動を重視する。そして、いじめに正面から向き合うことができるよう、すべての教育活動を通じた道徳教育の充実を図るとともに、コミュニケーション能力や人間関係調整力等を育む取組を推進する。

○ 学校評価の留意点

学校評価において、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知・徹底する。また、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた具体的な取組状況や達成状況を評価し、その結果を踏まえて改善に取り組まなければならない。また、学校評価を進めるにあたっては、「学校基本方針」に基づく取組の実施状況を小中共通の評価項目に位置づけるよう、町内全小・中学校に対して、指導助言を行う。

○ 教職員評価の留意点

教職員評価においては、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促すことも重要である。その際、日常の児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、教職員評価への必要な指導助言を行う。

○ 学校運営改善の支援

教職員が児童生徒と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめ

に適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するなど学校運営の改善を支援する。

保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度の充実や、地域学校協働活動の推進等により、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組づくりを推進する。

■ 2 いじめの防止等のために学校が実施する事項

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

各学校においては、いじめの防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、児童生徒・保護者や地域の意見等を踏まえ、法が定める「学校基本方針」を策定することとし、通知等により児童生徒・家庭・地域に周知を図る。また、学校ホームページ等を活用し、公開する。

「学校基本方針」は、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組を実効的に行うため、学校の生徒指導や教育相談体制、校内研修について定めるとともに、年間計画に基づき家庭や地域とも連携した具体的な対策を盛り込んだいじめ対策全体に関わる内容であることが必要である。

【策定の意義】

- ・ 「学校基本方針」に基づく対応の徹底により、教職員のいじめの抱え込み防止や、組織として一貫した対応が可能となる。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

【具体的内容】

- ・ いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定める必要がある。
- ・ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」など具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び早期対応の行動計画を明示し、校内研修の取組も含めた、組織活動が具体的に記載されるものとする。
- ・ 「学校基本方針」においては、具体的ないじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的かつ必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定する。そして、評価結果を踏まえ、取組の改善を図る必要がある。
- ・ 「学校基本方針」を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た「学校基本方針」になるようにする。また、児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- ・ 「学校基本方針」については、ホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにする。また、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

【いじめの定義等の変更】

- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害の受け止めの深刻度に着目し、いじめに該当するか否かの判断をすること。
- ・ 「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えないところで被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害の受け止めに着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。

(2) 「いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」の設置

学校は、国が定めるところの「いじめ対策委員会」を置くこととし、管理職、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動顧問、事務職員（主査等）の他、ＳＣ・ＳＳＷ、弁護士、医師、民生委員、児童委員、少年安全サポーター、人権擁護委員等、外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。

また、組織的に対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が複数の目による状況の目立てが可能となる。

教育委員会は、学校の組織的ないじめ対策の中核として、「学校基本方針」に基づくいじめの防止等に係る各取組をより実効的に行うとともに、学校評価の評価項目に位置づけ、ＰＤＣＡサイクルによる検証等を行い、恒常的に改善を図る。具体的には、次の役割を担う。

【未然防止】

- ◇ いじめの未然防止や、いじめを起こさない・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・早期対応】

- ◇ いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ◇ いじめの疑いや問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◇ いじめが疑われる情報や人間関係に関する悩みなどいじめに関する情報があつた時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ◇ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【「学校基本方針」に基づく各種取組】

- ◇ 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ◇ 年間計画に基づいたいじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ◇ 「学校基本方針」が適切に機能しているかについての点検を行い、「学校基本方針」の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

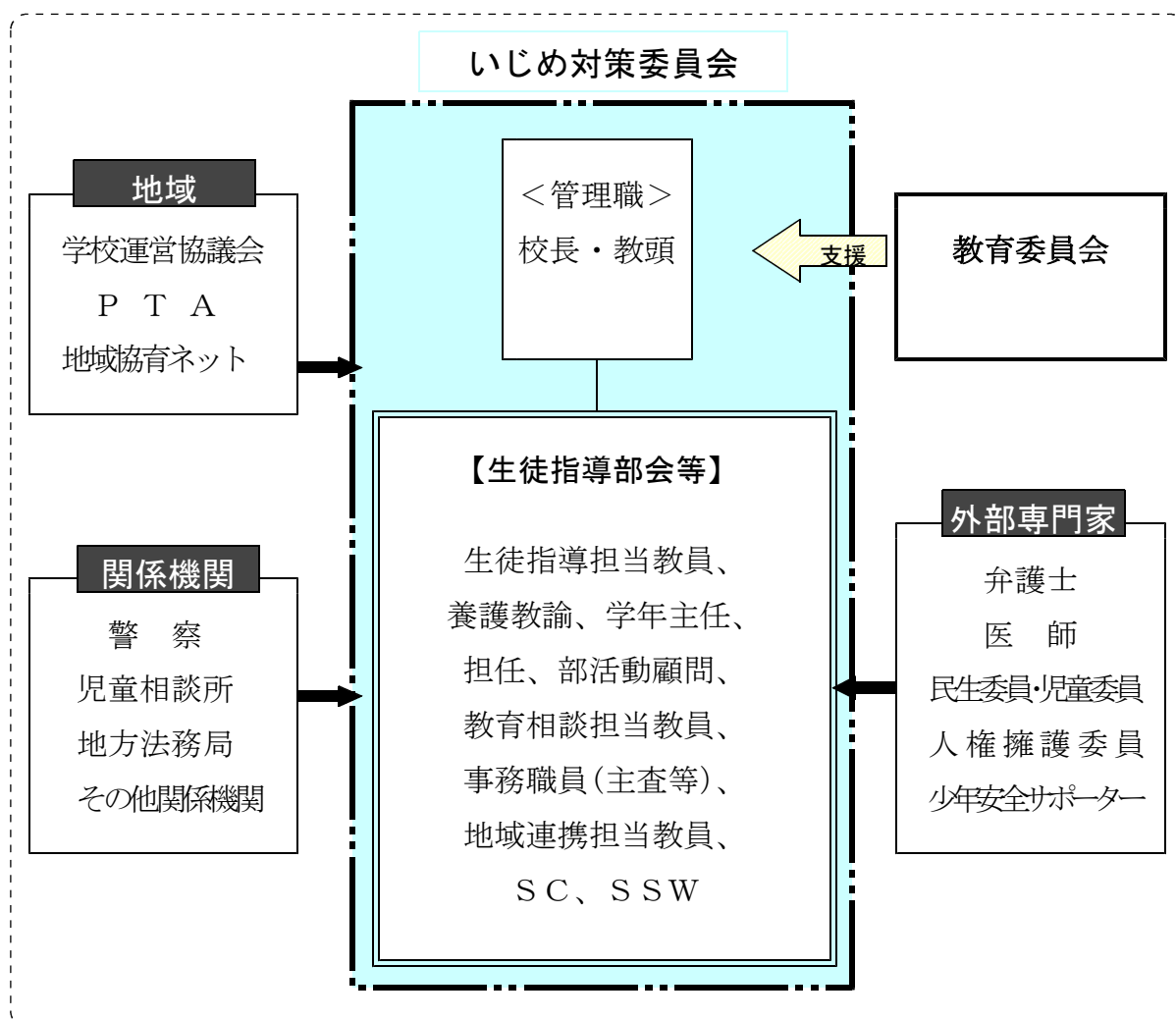
学校のいじめ対策が児童生徒や保護者等に周知されるよう、例えば全校集会や参観日等を活用

しながら、いじめの根絶に向けた組織的な対応について、「いじめ対策委員会」の存在や、町や教育委員会と連携した取組等の周知を図ることでより関心を深めていく。また、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り抜き、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていくよう万全の対策を講じていく。

そのためには、まず教職員は、些細な兆候や懸念、児童生徒から相談を受けた場合、抱え込まず、他の業務に優先し、速やかに情報収集に努めるとともに、「いじめ対策委員会」に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、「いじめ対策委員会」に報告を行わないことは、「いじめ防止対策推進法」第23条の「通報その他の適切な措置を取るものとする」という規定に違反し得ることであり、あってはならない事である。

そこで、設置に当たっては、既存の「生徒指導部」などを基盤とし、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等の参画、事務職員等のもとより、すべての教職員が計画的に参画できるよう配慮する。また、適切に外部専門家の助言を得ながら機動的に運用できるよう、構成員や役割分担について柔軟な組織とするなど工夫・改善する。

いじめ対策組織（いじめ対策委員会）



(3) 学校教育活動の中での具体的取組

未然防止への取組

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの防止に資する活動に取り組むとともに、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。さらに、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合があるため、児童生徒に対しては、傍観者とならず、周囲の教員に報告するなど、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。

① 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。「いじめは人間として、絶対に許されない」という意識を徹底するとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権が尊重される学校づくりに取り組む。

② 豊かな心を育む教育の推進

○ 学校の教育活動全体を通じた道德教育の取組

児童生徒の一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むには、学校の教育活動全体を通して、いじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を行い、児童生徒が「心を開き、心を磨き、心を伝え合う」ことができる道德教育の充実を図ることが必要である。また、情報モラル教育や自殺予防教育の推進による児童生徒の悩み等を受け取る体制の構築も重要である。

○ 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、児童生徒の規範意識を醸成する取組が重要である。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」について、児童生徒の心身の成長の過程に即した指導を行い、主体的に判断し、行動できるよう、重点的かつ具体的な取組を行う。

○ 他者への思いやりや社会性を育む取組

社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域の清掃や福祉施設等でのボランティア活動、ふれあい体験等、学校や地域の実情に応じた社会奉仕体験活動の取組の充実を図る。

早期発見への取組

いじめは、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、積極的に認知することが必要である。日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化やサインを見逃さないよう、短い間隔での生活アンケート、個人面談や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

① いじめの3つのレベル

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

② 「いじり」といわれる行為の判断

- ・ 「いじり」は、本人が否定せず、笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性あることに、教職員は敏感でなければならない。いじめのつもりはなくても、受けた側が苦痛を感じれば、「いじり」や「からかい」もいじめだという認識をもつこと。
- ・ いじりを受けやすい児童生徒については、教職員・保護者で情報を共有し、家庭と連携し、組織的かつ適切な対応を行うこと。
- ・ 行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が介入し、適切な指導を行うこと。

早期対応への取組

教職員がいじめを認知し、又は相談を受けた場合には、「いじめ対策委員会」に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。また、各教職員は、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

「いじめ対策委員会」において、いじめの情報共有の手順や共有すべき情報の内容を明確に定め、情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り抜く。いじめを行っている児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、SCやSSW、弁護士、医師、民生委員、児童委

員、少年安全サポーター、人権擁護委員等の外部専門家や、警察、児童相談所、福祉部局等の関係機関との連携を一層促進し、いじめの防止等に係る取組の充実・強化を図る。

【いじめの解消の定義と明確化】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。「いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(4) 学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」を中心に、管理職や地域連携担当教員が主導し、いじめの問題など、学校が抱える課題を積極的に共有し、地域ぐるみで解決するコミュニティ・スクールの仕組みを活用した取組を推進する。

■ 3 重大事態への対応

(1) 重大事態の判断及び報告

重大事態とは、以下の場合をいう。

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条）

※「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断することとし、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。（「山口県いじめ防止基本方針」より）

暴力行為や不登校等の事案が、法第28条による重大事態であるか否かについては、事案の背景にいじめが関連していないか、関係する児童生徒や保護者等から学校や場合によっては教育委員会が情報収集し、事実関係を整理した上で、「田布施町調査委員会」において判断する。

結果、学校において当該事案が重大事態であると判断したときには、教育委員会を通して首長へ、速やかに事態発生について報告する。

また、児童生徒・保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立があったときは、学校がその時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告する。

児童生徒又は保護者からの申立は、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態への対応

重大事態への対応については、事案の重大性を踏まえ、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校は、いじめの全容解明と早期対応の取組を基本姿勢として、「いじめ対策委員会」を中核とする迅速・的確かつ組織的な対応を行う。

いじめの重大事態については、県の「いじめ防止基本方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省初等中等教育局）」により適切に対応すること。

(3) 重大事態の調査

① 調査の主体の決定

調査の主体は、学校が主体となつて行う場合と、教育委員会が主体となつて行う場合があり、

当該事案の指導経過や特性、いじめを受けた児童生徒・保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では当該重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会等において調査を実施する。

なお、学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は、当該学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。

② 調査の趣旨

調査は因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校、教育委員会が真摯に事実に向き合うことで、当該重大事態への対応及び同種の事態の発生防止に資することを目的とする。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題、学校・教職員の対応等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

③ 調査の組織

学校が調査主体である場合は、「いじめ対策委員会」を中核として、弁護士、医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の参加を図ることにより、中立性・公平性を確保した上で調査を行う。

なお、学校が主体で調査を行った場合においても、調査結果について、外部専門家で構成する「田布施町調査委員会」に、必要に応じて検証活動を依頼することがある。

④ 調査結果の報告及び提供

学校、教育委員会は、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について、個人情報に十分配慮した上で、報告様式（P 15に掲載）の通り適切に提供するものとする。その際、個人情報保護を楯に説明等を怠ることがあってはならない。

そして、いじめを受けた児童生徒・保護者が希望する場合には、学校、教育委員会は、いじめを受けた児童生徒・保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることとする。調査結果については、学校は教育委員会をとおして首長へ速やかに報告を行う。

(4) 再調査について

重大事態に係る調査結果の報告を受けた首長は、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、第三者組織（「田布施町いじめ調査検証委員会」）を設置し、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うこととする。再調査の進捗状況等及び結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して適切に情報を提供する。

町及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、その権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

首長は、学校について再調査を行ったときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮をした上で、調査結果を議会に報告する。

(5) 留意事項

「田布施町調査委員会」による調査を実施する際には、学校及び教育委員会は、積極的に資料を提供するとともに、質問紙調査や児童生徒への聞き取り調査等の実施の要請に協力し、たとえ調査結果に不都合な事実があったとしても、真摯に向き合うことが重要である。

また、調査を実施する場合、いじめを受けた児童生徒や保護者に結果を提供する場合があることを踏まえ、調査対象の児童生徒や保護者にあらかじめ説明するなどの措置が必要である。

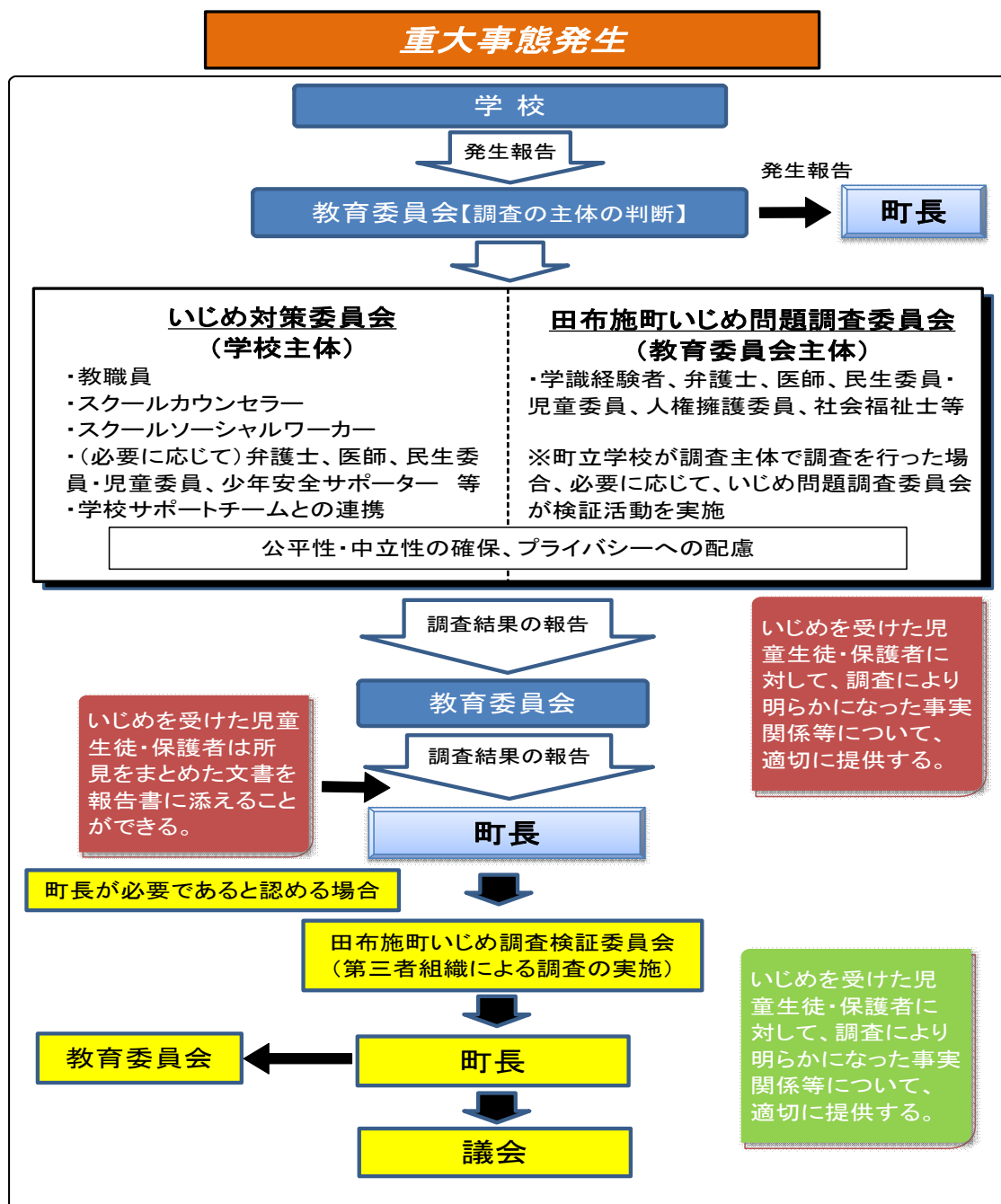
なお、重大事態が起こった場合は、いじめを受けた児童生徒はもとより、関係のあった児童生徒についても、不安や動揺が広がることが想定される。児童生徒や保護者等の心のケアを最優先とし、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努めることが重要である。

【報告様式】

聴取結果等のとりまとめ・報告事項(例)

1. 当該児童生徒
(学校名)
(学年・学級・性別)
(氏名)
2. 欠席期間・当該児童生徒の状況
3. 調査の概要
(調査期間)
(調査組織)
(外部専門家が調査に参加した場合は当該者の属性)
4. 聴取内容
 - ① 当該児童生徒・保護者
 - ② 教職員
 - ③ 関係する児童生徒・保護者
 - ④ その他
5. 今後の当該児童生徒への支援方策

○ 重大事態発生時の調査等のフロー



Ⅲ その他の重要事項

「田布施町連絡協議会」は、町内のいじめの状況等を踏まえ、「田布施町基本方針（30年1月改定）」がより実効性のあるものになるよう、恒常的に評価・検証し、取組内容の改善を図ることとする。

また、国や県の基本方針の見直しがあったとき、あるいは、教育委員会が見直しの必要があると判断したときは、本方針を改定していくこととする。

田布施町いじめ根絶アピール

この世に生を享(う)けた純真無垢(むく)な赤ちゃんは、親の献身的な愛に育まれ、友だちと親しく交わり、先生や地域の方々から人間として大切なことを学びながら、やがて、立派な大人に成長してゆきます。人は誰でも幸せに生きたいと願い、夢の実現に向けて努力しているのです。この尊い願いが、心ないいじめによって損なわれ、かけがえのない若い命までも失われてゆく悲惨な状況を踏まえて、田布施町、田布施町教育委員会及び田布施町議会は次のように訴えます。

＜いじめに苦しんでいる子どもたちへ＞

たとえば、あなたの持ち物が隠されたり、破られたりする。仲間外しにされ無視される。それがどんなにつらいことか。「毅然(きぜん)としてはねつける勇気を持って」というのは、酷(こく)にすぎるかもしれません。それを親にも先生にも友だちにも言えない苦しみは想像を絶します。しかし、私たちは、それでもなお強く言いたい。あなたのそばには、あなたの深い悩みを受けとめてくれる人が必ずいるのだと。自分だけで解決しようとせず、家族やまわりの誰かに勇気を出して相談してください。「子どもいじめ 110 番」は、あなたの悩みを親身になって真剣に聞いてくれます。 「子どもいじめ 110 番」 電話 083-987-1202 (24 時間対応)

＜いじめている子どもたちへ＞

心当たりのあるみなさん。あなたには軽い遊びやふざけであっても、心ない言葉や態度がどんなに人の心を傷つけ、苦しめているかを今一度考えて欲しいと思います。場合によっては、人を死に追いやることさえもあるのだということをわかってください。どんな理由があるにせよ、いじめは絶対許されないものなのです。今すぐいじめをやめてください。

＜いじめを見ている子どもたちへ＞

ほんとうに楽しく過ごせるクラスにしていくためには、みんなが心をつなげて協力することが大切です。いじめがあるのに、かかわりになるのを恐れて、見て見ぬふりをしてしまう人がいるのではありませんか。いじめられる人の心に思いを至(いた)し、勇気をもっていじめをやめるよう、みんなで声をあげてください。また、先生やお父さん、お母さんにも知らせてください。

＜保護者のみなさんへ＞

お子さんの姿をよく見つめ、いじめのシグナルが発せられていないか、細心の注意を払ってください。子どもの話をよく聞いて、必ず守り通す強い意志を伝え、苦難を乗り越える勇気を与えて欲しいと思います。また、他の子をいじめることのないよう、いじめは絶対ゆるめられないことを家庭の中で話し合ってください。

＜地域のみなさんへ＞

いろいろな自治会活動をはじめ、防犯パトロール、スクールガードなどのボランティア活動を通じて、いじめは許されないこと、いじめは犯罪であること、いじめに負けず勇気を持って生きることが教えてください。登下校時など一人でも多くの子どもたちに声をかけ、子どもひとりひとりが大切な存在であることを伝えてください。

＜先生方へ＞

子どもの夢がすくすくと育つように、いじめのない学校づくりをめざして、なおいっそうの御努力を心からお願いします。

平成18年12月25日

田布施町 田布施町教育委員会 田布施町議会

田布施町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の概要

1 概 要

- 本条例は、いじめの防止・根絶に向けて町民総がかりで取り組み、対策を推進していくため、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）に基づく協議会・調査委員会・検証委員会を設置するもの
- 設置目的や組織相互の関連性を考慮し、設置条例を一本化
- いじめが、学校での人的関係から起こることが想定されており、学校教育を所管する教育委員会が主体となって本条例を作成・起案

2 設置組織

- 田布施町いじめ問題対策連絡協議会 ※法第 14 条第 1 項
- 田布施町いじめ問題調査委員会(教育委員会の附属機関) ※法第 14 条第 3 項、第 28 条第 1 項
- 田布施町いじめ調査検証委員会(町長部局) ※法第 30 条第 2 項

組織名	田布施町いじめ問題対策連絡協議会	田布施町いじめ問題調査委員会	田布施町いじめ調査検証委員会
設置者	教育委員会	教育委員会	町長（総務企画課）
役 割	・いじめの防止等に関する機関及び団体との連携及び情報共有	・学校で起きた重大事態に関する調査・報告 ・重大事態に関する調査結果 等も踏まえ、学校におけるいじめ防止に関する状況の調査検証等	・学校での重大事態の調査結果について再調査、検証 （いじめ問題調査委員会における町長への報告を受けて）
組 織	いじめ問題に関する機関・団体で構成	【定数】 7 名以内 【任期】 2 年 【任命権者】 教育委員会	【定数】 5 名以内 【任期】 2 年 【任命権者】 町長
備 考	○年 1 回を通例とするが、必要があれば、複数回となる。	○調査後の対応 ・教育委員会を通じて調査結果を町長へ報告 ○会議：非公開 ○臨時に開催する	○再調査後の対応 ・学校については、議会に対し、再調査の結果報告が必要 ○会議：非公開 ○調査結果は最終的には公開（一部非公開）
	○要綱で組織運営等を規定	○規則で組織運営等を規定	○規則で組織運営等を規定